

津幡町選挙管理委員会告示第 83 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による町議会の解散、町議会議員、町長、副町長、町選挙管理委員及び町監査委員の解職の請求の場合の署名者の最低数（選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数）は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

津幡町選挙管理委員会

10,394 人